

改正案

現 行

別表第1 私立幼稚園・認定こども園教育標準時間利用者負担額(保育料)

職 層 区 分		月 額	
		3歳児	4歳以上児
A 階 層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円
B 階 層	市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯(A階層に該当する世帯を除く。)	0円	0円
C 階 層	77,100円以下	6,600円	5,800円
D 階 層	市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯 (A階層及びB階層に該当する世帯を除く。)	77,101円以上 211,200円以下	9,800円 9,700円
E 階 層	211,201円以上 256,300円以下	11,500円	11,400円
F 階 層	256,301円以上	13,000円	12,900円

備考

- この表の適用に係る小学校就学前子どもの年齢は、年度の初日の前日における小学校就学前子どもの年齢によるものとする。
- この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それ

ぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、所得割の額の計算においては、規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。

3 世帯の階層区分を区が保有する情報又は証明書等により確認することができない場合にあつては、F階層の区分に該当する世帯とみなしてこの表を適用する。

4 4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の市町村民税の課税状況に基づき、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき算定するものとする。

5 この表の規定にかかわらず、規則で定める支給認定子どもに係る利用者負担額は、同表に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

別表第1 標準時間保育に係る保育料

職 層 区 分		月 額	
		3歳未満児	3歳以上児
A 階 層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親世帯	0円	0円
B 階 層	市町村民税非課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）	0円	0円
C 階 層	市町村民税均等割のみ課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）	3,700円	0円
第1階層	5,000円未満	4,000円	0円

別表第2 標準時間保育に係る保育料

職 層 区 分		月 額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A 階 層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
B 階 層	市町村民税非課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）	2,400円	2,400円	2,400円
C 階 層	市町村民税均等割のみ課税世帯（A階層及びD階層に該当する世帯を除く。）	3,700円	3,000円	3,000円
第1階層	5,000円未満	4,000円	3,600円	3,600円

D 階層	第 2 階層	5,000 円以上 10,000 円未満	4,800 円	<u>0 円</u>
	第 3 階層	10,000 円以上 23,200 円未満	9,400 円	<u>0 円</u>
	第 4 階層	23,200 円以上 36,400 円未満	11,400 円	<u>0 円</u>
	第 5 階層	36,400 円以上 48,600 円未満	12,700 円	<u>0 円</u>
	第 6 階層	48,600 円以上 72,800 円未満	19,900 円	<u>0 円</u>
	第 7 階層	72,800 円以上 97,000 円未満	24,300 円	<u>0 円</u>
	第 8 階層	97,000 円以上 115,000 円未満	27,700 円	<u>0 円</u>
	第 9 階層	115,000 円以上 133,000 円未満	30,200 円	<u>0 円</u>
	第 1 0 階層	133,000 円以上 151,000 円未満	32,500 円	<u>0 円</u>
	第 1 1 階層	151,000 円以上 169,000 円未満	34,900 円	<u>0 円</u>
	第 1 2 階層	169,000 円以上 185,500 円未満	37,900 円	<u>0 円</u>
	第 1 3 階層	185,500 円以上 202,000 円未満	40,000 円	<u>0 円</u>
	第 1 4 階層	202,000 円以上 218,500 円未満	41,800 円	<u>0 円</u>
	第 1 5 階層	218,500 円以上 235,000 円未満	43,900 円	<u>0 円</u>
	第 1 6 階層	235,000 円以上 251,500 円未満	46,600 円	<u>0 円</u>
	第 1 7 階層	251,500 円以上 268,000 円未満	48,400 円	<u>0 円</u>
	第 1 8 階層	268,000 円以上 284,500 円未満	50,000 円	<u>0 円</u>

市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯(A階層からC階層までに該当する世帯を除く。)

D 階層	第 2 階層	5,000 円以上 10,000 円未満	4,800 円	<u>4,400 円</u>	<u>4,300 円</u>
	第 3 階層	10,000 円以上 23,200 円未満	9,400 円	<u>8,100 円</u>	<u>8,100 円</u>
	第 4 階層	23,200 円以上 36,400 円未満	11,400 円	<u>10,200 円</u>	<u>10,000 円</u>
	第 5 階層	36,400 円以上 48,600 円未満	12,700 円	<u>12,600 円</u>	<u>12,400 円</u>
	第 6 階層	48,600 円以上 72,800 円未満	19,900 円	<u>14,500 円</u>	<u>14,400 円</u>
	第 7 階層	72,800 円以上 97,000 円未満	24,300 円	<u>16,600 円</u>	<u>16,500 円</u>
	第 8 階層	97,000 円以上 115,000 円未満	27,700 円	<u>19,000 円</u>	<u>18,900 円</u>
	第 9 階層	115,000 円以上 133,000 円未満	30,200 円	<u>20,800 円</u>	<u>20,700 円</u>
	第 1 0 階層	133,000 円以上 151,000 円未満	32,500 円	<u>22,300 円</u>	<u>22,200 円</u>
	第 1 1 階層	151,000 円以上 169,000 円未満	34,900 円	<u>23,700 円</u>	<u>23,500 円</u>
	第 1 2 階層	169,000 円以上 185,500 円未満	37,900 円	<u>26,200 円</u>	
	第 1 3 階層	185,500 円以上 202,000 円未満	40,000 円	<u>27,700 円</u>	
	第 1 4 階層	202,000 円以上 218,500 円未満	41,800 円	<u>28,800 円</u>	<u>24,400 円</u>
	第 1 5 階層	218,500 円以上 235,000 円未満	43,900 円	<u>30,000 円</u>	
	第 1 6 階層	235,000 円以上 251,500 円未満	46,600 円		
	第 1 7 階層	251,500 円以上 268,000 円未満	48,400 円		
	第 1 8 階層	268,000 円以上 284,500 円未満	50,000 円	<u>30,900 円</u>	<u>25,400 円</u>

市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯(A階層からC階層までに該当する世帯を除く。)

第19階層	284,500円以上 301,000円未満	51,800円	0円
第20階層	301,000円以上 349,000円未満	56,800円	0円
第21階層	349,000円以上 397,000円未満	63,400円	0円
第22階層	397,000円以上 443,600円未満	69,200円	0円
第23階層	443,600円以上	73,800円	0円

備考

- この表の適用に係る小学校就学前子どもの年齢は、年度の初日の前日における小学校就学前子どもの年齢によるものとする。
- この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、所得割の額の計算においては、規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。
- 世帯の階層区分を区が保有する情報又は証明書等により確認することができない場合にあっては、D階層第23階層の区分に該当する世帯とみなしてこの表を適用する。
- 4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分の市町村民税の課税状況に基づき、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき算定するものとする。
- この表の規定にかかわらず、規則で定める教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、同表に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

別表第2 短時間保育に係る保育料

職層区分	月額	
	3歳未満児	3歳以上児

第19階層	284,500円以上 301,000円未満	51,800円		
第20階層	301,000円以上 349,000円未満	56,800円		
第21階層	349,000円以上 397,000円未満	63,400円	31,900円	26,400円
第22階層	397,000円以上 443,600円未満	69,200円		
第23階層	443,600円以上	73,800円		

備考

- 別表第1備考の規定は、この表において準用する。この場合において、別表第1備考3中「F階層」とあるのは、「D階層第23階層」と読み替えるものとする。
- この表の規定にかかわらず、世帯の階層区分がB階層に該当する規則で定める世帯については、保育料の月額を無料とする。

別表第3 短時間保育に係る保育料

職層区分	月額		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児

A 階層	生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は児童福祉法による里親世帯		0円	<u>0円</u>	
B 階層	市町村民税非課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）		<u>0円</u>	<u>0円</u>	
C 階層	市町村民税均等割のみ課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）		3,100円	<u>0円</u>	
D階層	市町村民税の所得割の額が次の	第1階層	5,000円未満	3,400円	<u>0円</u>
		第2階層	5,000円以上 10,000円未満	4,000円	<u>0円</u>
		第3階層	10,000円以上 23,200円未満	7,900円	<u>0円</u>
		第4階層	23,200円以上 36,400円未満	9,500円	<u>0円</u>
		第5階層	36,400円以上 48,600円未満	10,600円	<u>0円</u>
		第6階層	48,600円以上 72,800円未満	16,600円	<u>0円</u>
		第7階層	72,800円以上 97,000円未満	20,300円	<u>0円</u>
		第8階層	97,000円以上 115,000円未満	23,100円	<u>0円</u>
		第9階層	115,000円以上 133,000円未満	25,200円	<u>0円</u>
		第10階層	133,000円以上 151,000円未満	27,100円	<u>0円</u>
第11階層	151,000円以上 169,000円未満	29,100円	<u>0円</u>		

A 階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	
B 階層	市町村民税非課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）		<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>	
C 階層	市町村民税均等割のみ課税世帯（A階層及びD階層に該当する世帯を除く。）		3,100円	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>	
D階層	市町村民税の所得割の額が次の	第1階層	5,000円未満	3,400円	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>
		第2階層	5,000円以上 10,000円未満	4,000円	<u>3,700円</u>	<u>3,600円</u>
		第3階層	10,000円以上 23,200円未満	7,900円	<u>6,800円</u>	<u>6,800円</u>
		第4階層	23,200円以上 36,400円未満	9,500円	<u>8,500円</u>	<u>8,400円</u>
		第5階層	36,400円以上 48,600円未満	10,600円	<u>10,500円</u>	<u>10,400円</u>
		第6階層	48,600円以上 72,800円未満	16,600円	<u>12,100円</u>	<u>12,000円</u>
		第7階層	72,800円以上 97,000円未満	20,300円	<u>13,900円</u>	<u>13,800円</u>
		第8階層	97,000円以上 115,000円未満	23,100円	<u>15,900円</u>	<u>15,800円</u>
		第9階層	115,000円以上 133,000円未満	25,200円	<u>17,400円</u>	<u>17,300円</u>
		第10階層	133,000円以上 151,000円未満	27,100円	<u>18,600円</u>	<u>18,500円</u>
		第11階層	151,000円以上 169,000円未満	29,100円	<u>19,800円</u>	<u>19,600円</u>

第 1 2 階層	区分に該当する世帯(A階層からC階層までに該当する世帯を除く。)	169,000円以上 185,500円未満	31,600円	<u>0円</u>
第 1 3 階層		185,500円以上 202,000円未満	33,400円	<u>0円</u>
第 1 4 階層		202,000円以上 218,500円未満	34,900円	<u>0円</u>
第 1 5 階層		218,500円以上 235,000円未満	36,600円	<u>0円</u>
第 1 6 階層		235,000円以上 251,500円未満	38,900円	<u>0円</u>
第 1 7 階層		251,500円以上 268,000円未満	40,400円	<u>0円</u>
第 1 8 階層		268,000円以上 284,500円未満	41,700円	<u>0円</u>
第 1 9 階層		284,500円以上 301,000円未満	43,200円	<u>0円</u>
第 2 0 階層		301,000円以上 349,000円未満	47,400円	<u>0円</u>
第 2 1 階層		349,000円以上 397,000円未満	52,900円	<u>0円</u>
第 2 2 階層		397,000円以上 443,600円未満	57,700円	<u>0円</u>
第 2 3 階層		443,600円以上	61,500円	<u>0円</u>

備考 別表第1備考の規定は、この表において準用する。

第 1 2 階層	区分に該当する世帯(A階層からC階層までに該当する世帯を除く。)	169,000円以上 185,500円未満	31,600円	<u>21,900円</u>	20,400円
第 1 3 階層		185,500円以上 202,000円未満	33,400円	<u>23,100円</u>	
第 1 4 階層		202,000円以上 218,500円未満	34,900円	<u>24,000円</u>	
第 1 5 階層		218,500円以上 235,000円未満	36,600円	<u>25,000円</u>	21,200円
第 1 6 階層		235,000円以上 251,500円未満	38,900円		
第 1 7 階層		251,500円以上 268,000円未満	40,400円	<u>25,800円</u>	
第 1 8 階層		268,000円以上 284,500円未満	41,700円		
第 1 9 階層		284,500円以上 301,000円未満	43,200円		
第 2 0 階層		301,000円以上 349,000円未満	47,400円		22,000円
第 2 1 階層		349,000円以上 397,000円未満	52,900円	<u>26,600円</u>	
第 2 2 階層		397,000円以上 443,600円未満	57,700円		
第 2 3 階層		443,600円以上	61,500円		

備考 別表第2備考の規定は、この表において準用する。